

告示

埼玉県告示第九百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）加須大利根SC

埼玉県加須市北下新井百四―二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 騒音対策等について

(一) 騒音、室外機からの熱風等に留意していただき、また、周辺住民への定期的な意見聴取の機会を設けるなど配慮をお願いしたい。

(二) 建設工事にあたって、騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例に基づく特定建設作業の届出や加須市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱に基づく手続きを適正に行うこと。

(三) 騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること。（特に、住宅近くに設置される騒音・振動発生源について、十分な対策をお願いしたい。）

(四) 一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車の実行、クラクション抑制を促す措置を図ること。

(五) 荷捌車両に対するアイドリングストップ・夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ること。

(六) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないように配慮すること。

(七) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いしたい。

(2) 産業廃棄物等について

(一) 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において再生利用を積極的に行うとともに、減量化に努め、適正に処理すること。

(二) 排出事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するため、一般廃棄物の処理責任が不明確になることのない

いよう、委託する処理業者を自らの責任で決定すること。

(3) 交通安全対策について

(一) 交通安全に留意して、前面道路との出入口付近に安全確認の支障となる構造物や植栽などの設置は行わないこと。

(二) 防犯対策に留意して屋外照明等を設置して、夜間の利用に支障のないようにすること。

(三) 店舗近隣道路が元和小学校の児童、大利根中学校の生徒の通学路及び生活道路となっているため、特に工事期間中については、大型車両の出入口付近に交通誘導員をつけるなど、安全上の配慮をお願いしたい。

(4) 地域環境保持について

(一) 店舗開店後、フードコート等での深夜の児童生徒の徘徊については、見守り、声かけ等をお願いしたい。

(二) 青少年の健全育成のために、警備員による巡回や店内出入口等への防犯カメラ設置など必要な対策を行ってほしい。

(三) 非行防止パトロール等を実施した際には、見回りの受け入れをしてほしい。

(5) 商工団体への参画について

加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化に努めていただきたい。

(6) まちづくりへの協力について

地域の祭りや各種行事への参加、活動場所の提供などの協力をしていただきたい。

(7) 地元雇用の取組について

従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただきたい。

(8) その他

(一) 区画整理地内のため、整備する予定の公園がありますので、開発用地内に公園を整備する必要ありません。

(二) 緑地を整備して、必要面積を確保してください。

(三) 入退店経路に誘導看板を設置し、他の生活道路への進入防止に努めること。なお、誘導看板の設置にあたり、必要な手続き（土地区画整理法七十六条申請等）を行うこと。

(四) 地産地消の促進を図るため、地元農産物の販売コーナーの設置をお願いしたい。

(五) 高齢者をはじめとする買い物弱者対策のため、移動販売の実施を検討し

ていただきたい。

(六) 介護サービス情報のパンフレット等を配付する情報提供コーナーを設置していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十九年八月二十五日から平成二十九年九月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター